

別紙 1

佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証の提示により武雄市で利用可能なサービス一覧

制度・サービス名	概 要	担当課
武雄市営住宅の入居申込み	<p>パートナーシップ宣誓をした二人が現に同居し、又は同居しようとする場合に、市営住宅の入居申込みを可能とする。</p> <p>※ ただし、他に収入等の入居要件あり。</p>	建築住宅課
軽自動車税種別割の減免	<p>身体障がい等がある同一世帯のパートナーのために使用する軽自動車等について、税の減免を受けることができる。</p>	税務課
<p>保育施設及び放課後児童クラブの入所申込み</p>	<p>同一世帯にあり、現に子どもを監護している場合に、保護者として申請(申込み)が可能。</p>	こども未来課